

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 6月8日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：13件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	中央制御室原子炉冷却系制御盤（パネル903）警報装置において、電源電圧回路のチェック端子銘板に誤記が認められたため、銘板を訂正	D	
2	1号機	非常用ディーゼル発電機（A）用ホイスト定例点検時、南側車輪4軸中1箇所に破損が認められたため、当該車輪を交換	D	
3	1号機	「確率論的安全評価」において、評価モデルの一部データに誤入力があったため、影響の再評価及び対応検討	C	
4	2号機	タービン建屋換気系給気処理装置（B）加熱コイル点検時、蒸気配管Y形ストレーナ内金網に変形（5箇所）が認められたため、当該金網を交換	D	
5	2号機	高圧復水ポンプエリア局所空調機（HVH2-23）のフィルタにおいて、汚れが認められたため、当該フィルタを交換	D	
6	2号機	タービン建屋1階480Vパワーセンタ室上部のケーブルダクトにおいて、ケーブルダクト蓋留めネジに紛失（1箇所）が認められたため、当該ネジを取付	D	
7	2号機	制御棒駆動水ポンプエリア局所空調機において、フィルタの留めネジに紛失（1箇所）が認められたため、当該ネジを取付	D	
8	3号機	循環水ポンプ吐出弁ピットサンプポンプ吐出配管において、ピンホール（針穴大）が認められたため、当該配管を点検・修理	C	
9	4号機	非常用ガス処理系（B）系入口流量指示計において、指示不良（ドリフト）が認められたため、当該指示計を点検・修理	C	
10	4号機	所内ボイラ給水ポンプ（B）出口圧力指示計において、動作不良（動作遅れ）が認められたため、当該指示計を点検・修理	D	
11	6号機	火災警報発生（誤報）時、閉動作すべき廃棄物地下貯蔵設備床ドレンサンプ室換気空調系出入口ダンパの動作不良が認められたため、当該ダンパを点検・修理	C	
12	集中環境施設	計器設定に関する確認において、床ドレンサンプタンク液位スイッチ等の計器仕様表記載の補正水頭値に誤記が認められたため、対応検討	C	
13	集中環境施設	計器設定に関する確認において、乾燥固化設備液位記録計の計器仕様表記載の型式に誤記が認められたため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで